



議案第五六号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する
する条例の制定について

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例を別
紙のように制定する。

昭和四十二年六月二十七日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和四拾貳年六月露七日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例

(通則)

第一条 非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定員、任免、給与、服務等については、この条例の定めるところによる。

(定員)

第二条 団員の定数は、三八四人とする。

(任用)

第三条 消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦にもとずき、町長が任命しその他の団員は、次の各号の資格を有するものの中から町長の承認を得て、団長が任命する。

- 一 本町に居住し、又は勤務する年令十八才以上の者
- 二 志操堅固、かつ身体強健な者で消防職務を完全に遂行し得る者。

(欠格事項)

第四条 次の各号の一に該当する者は、団員となることができない。

- 一 禁治産者又は準禁治産者
- 二 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 第六条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 六月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者

(分限)

第五条 団長は、団員が次の各号の一に該当する場合においては、これを降任し、又は免職することができる。

- 一 勤務実績が良くない場合
 - 二 身心の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれにたえない場合
 - 三 前二号に規定する場合の他消防団員に必要な資格性を欠く場合
 - 四 定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合
- 2 団員は次の各号の一に該当するに至ったときは、その身分を失う。

一 前条第三号を除く各号の一に該当するに至つたとき。

二 当該消防団の区域外に転任し、又は転勤したとき。

第六条 団長は、団員が次の各号の一に該当するときは、懲戒処分として、戒告、停職又は免職することができる。

一 消防に関する法令並びに条例又は規則に違反したとき。

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

三 団員としてふさわしくない非行があつたとき。

2. 停職は一月以内の期間を定めて行う。

第七条 分限及び懲戒に関する処分の手続きについては、町規則で定める。

(服務規律)

第八条 団員は、団長、分団長若しくは班長の招集によつて出勤し、職務に従事するものとする。

2. ただし、招集を受けない場合であつても、水火災その他の災害の発生を知つたときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならな

い。

第九条 団員であつて、十日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては町長に、その他の者にあつては団長に届け出なければならぬ。

ただし、特別の事情のない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第十条 団員は、職務上知り得た秘密を、他に漏らしてはならない。

第十一条 団員は、消防団の正常な運営を阻害し、若しくは、著るしくその活動能率を低下させる等の焦团的行動を行なつてはならない。

(報酬)

第十二条 団員には、次により報酬を支給する。

団 長	年 額	二〇、〇〇〇 円以内
副団長	年 額	一〇、〇〇〇 円以内
分団長	年 額	一〇、〇〇〇 円以内
副分団長	年 額	七、〇〇〇 円以内
部 長	年 額	六、〇〇〇 円以内

班 長	年 額	五、五〇〇円以内
団 員	年 額	四、五〇〇円以内

(費用弁償)

第十三条 団員が訓練等の職務に従事する場合においては、次の額を費用弁償として支給する。

水火災の場合	一回につき	五〇〇円以内
警戒の場合	一回につき	五〇〇円以内
訓練の場合	一回につき	五〇〇円以内
機械整備の場合	一回につき	五〇〇円以内

2. 前項の場合を除き団員が公務のため旅行した場合、団長については助役相当職、副団長については一等級相当職、団員については二等級相当職とみなし費用弁償をする
(公務災害補償)

第十四条 団員が公務により死亡、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷、若しくは疾病により、若しくは被扶養者に対し損害を補償する。

2 公務災害補償の額及び支給方法については別に定める。

(退職報償金)

第十五条 団員が退職した場合にはその者（死亡による退職の場合にはその遺族）に退職報償金を支給する。

2 退職報償金の額及び支給方法については別に定める。

附 則

1. この条例は、公布の日から施行する。

~~且 主朝町消防団条例（昭和二十九年主朝町条例第十九号）は廃止する。~~